

2 指定試験機関の指定については、申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である場合にあっては、申請者の役員又は構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとする。こととした。

3 指定試験機関の指定については、都道府県知事は申請者が、法人以外の者であるときは、指定試験機関の指定をしてはならないとする。こととした。

4 法第一六条の五第一項の政令で定める作業は、農畜産物の生産に伴う副産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の作業等とする。こととした。

5 法第一六条の五第一項の政令で定める要件は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年一月四日政令第三一九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満一八歳以上である。こととした。

6 法第一六条の五第一項の政令で定める基準は、法第一六条の五第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じている。こととした。

7 法第一六条の七第一項の政令で定める基準は、本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者である。こととした。

8 その他所要の改正を行う。こととした。

二 関係政令の一部改正関係（第二条、第九条関係）

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七四号）等の関係政令について所要の改正を行う。こととした。

三 施行期日

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二二日）から施行することとした。

◇港則法施行令の一部を改正する政令（政令第二四七号）（国土交通省）

1 釧路港、阪神港、八木港及び姫路港の区域を変更することとした。（別表第一関係）

2 相馬港を特定港とすることとした。（別表第二関係）

3 この政令は、平成二十九年一月一日から施行することとした。ただし、釧路港に関する規定は、平成二十九年一月一日から施行することとした。

政令

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第二百四十四号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

法第二十一条第一項第一号の政令で定める有価証券は、次のとおりとする。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）

二 前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

三 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（当該投資事業有限責任組合契約において営むことを約する事業において取得し、又は保有するイからニまでに掲げるものについて、当該投資事業有限責任組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）に基づく権利（同法第二条第二項に規定する有限責任組合員として有するものに限る。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）及び金融商品取引法第二条第二項第六号に掲げる権利（同項第五号に掲げる権利に類するものに限る。）であつて、同項の規定により有価証券とみなされるもの

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号に規定する株式会社の設立に際して発行する株式及び企業組合の設立に際しての持分

ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第二号に規定する株式会社株式の発行する株式及び新株予約権並びに企業組合の持分

ハ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券（次に掲げるものに限る。）

一 金融商品取引法第二条第六号に掲げる出資証券

二 金融商品取引法第二条第七号に掲げる優先出資証券

三 金融商品取引法第二条第八号に掲げる優先出資証券及び新優先出資証券

四 金融商品取引法第二条第九号及び(1)から(3)までに掲げる有価証券並びに(5)に掲げる権利に係る同項第十九号に規定するオプションを表示する証券及び証券

(1)から(3)までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第十一号に規定する外国法人の発行する株式、新株予約権及び指定有価証券（ハ(1)から(5)までに掲げるものに限る。）並びに外国法人の持分並びにこれらに類似するもの
四 法第二十一条第一項第一号に規定する標準物（第五条第一号において「標準物」という。）
第二条第二項中「前項」を「前項第一号及び第二号」に「標準物」を「国債証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの」に改める。
附則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

御名 御璽

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第二百四十五号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日
内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年九月二十二日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
総務大臣 野田 聖子
財務大臣 上川 陽子
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 齋藤 健
国土交通大臣 石井 啓一

御名 御璽

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第二百四十六号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号）第十二条の四第四項、第十六条の五第一項及び第十六条の七第一項、同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の二十四並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号から第三号まで、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項第一号から第四号まで及び第四項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十号）第十二条の四第四項、第十六条の五第一項及び第十六条の七第一項、同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の二十四並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号から第三号まで、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項第一号から第四号まで及び第四項並びに第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）
第一条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。
第二十五条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第二項中「第二十三条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を第三十条とし、第二十四条を第二十九条とし、第二十九条から第二十三条までを五条ずつ繰り下げる。
第二十八条（見出しを含む）中「第十六条の五第一項」を「第十六条の六第一項」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。
（法第十六条の七第一項の政令で定める基準）
第二十三条 法第十六条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること。
二 当該外国人に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること。
三 当該外国人の申請に係る対象海外需要開拓支援等活動の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。
（法第十七条の五第一項の政令で定める作業）
（法第十七条の五第一項の政令で定める作業）
第十九条 法第十六条の五第一項の政令で定める作業は、次に掲げる作業とする。
一 農畜産物の生産に伴う副産物（次号において単に「副産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の作業
二 農畜産物又は農畜産物若しくは副産物を原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された物の運搬、陳列又は販売の作業
（法第十六条の五第一項の政令で定める要件）
第二十条 法第十六条の五第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一 出入国管理及び難民認定法第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。
二 農作業に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、農業支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。
三 農業支援活動を行うために必要な日本語の能力を有していること。
（法第十六条の五第一項の政令で定める基準）
第二十一条 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 法第十六条の五第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じていること。
二 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
三 前号に掲げるもののほか、事業実績又は人的構成に照らして国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正かつ確実に遂行するために必要な能力が十分であること。
四 第十八条第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。
第十六条を第十七条とし、第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げる。
第十一条中「第十二条の四第十二項」を「第十二条の五第十二項」に改め、同条を第十二条とする。
第十条の見出しを「（国家戦略特別区域限定保育士事業に関する読替規定）」に改め、同条中「第十二条の四第十二項」を「第十二条の五第十二項」に、「第六条から」を「第七条から」に、「第六条第二項」を「第七条第二項」に、「第七条」を「第八条」に、「第八条」を「第九条」に改め、同条を第十一条とする。
第九条中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条を第十条とする。

第八条の表第六条の項、第八条の項及び第十三条第一項及び第十五条第一号の項中「第十二条の第四項」を「第十二条の第五項」に改め、同表第十四条の項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同表第十五条第三号の項中「第七条」を「第八条」に改め、同表第二十号の項中「第十二条の第四項」を「第十二条の第五項」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「第十二条の第四項」を「第十二条の第五項」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三 申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である場合にあつては、申請者の役員又は構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第六条第三項第一号中「一般社団法人又は一般財団法人」を「法人」に改め、同項第五号イ中「第十二条の第四項」を「第十二条の第五項」に改め、同条を第七号とする。

第五条（見出しを含む）中「第十二条の第四項第三号」を「第十二条の第五項第三号」に改め、同条第十号中（平成二十四年法律第六十五号）を削り、同条を第六号とし、第四条の次に次の一条を加える。

（国家戦略特別区域小規模保育事業に関する技術的読替え等）

第五条 法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条第四項の規定の適用については、同項中「前条第二項」とあるのは、「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する前条第二項」とする。この場合において、同項の規定により読み替えて適用する前条第二項を適用する子ども・子育て支援法第二十九条第二項及び第五項から第七項までの規定を準用するときは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十五条の規定は、適用しない。

第二項	満三歳未満保育認定地域型保育を受ける子ども	特別利用地域型保育を受けようとする第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下この項及び第五項において「教育認定子ども」という）に係る支給認定保育者又は特定利用地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育を除く）を受けようとする満三歳以上保育認定子ども
	満三歳未満保育認定地域型保育を当該満三歳未満保育認定子ども	特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（第五項において「特別利用地域型保育等」という）を当該教育認定子ども又は当該満三歳以上保育認定子どもとする
第五項	満三歳未満保育認定子どもが	教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子どもが
	満三歳未満保育認定地域型保育	特別利用地域型保育等

とき、又は満三歳以上保育認定子どもが国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定満三歳以上保育認定地域型保育を受けたとき

当該満三歳未満保育認定子ども

特定地域型保育事業者又は当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者

費用又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育に要した費用

費用

次条第二項第二号又は第三号

2 法第十二条の四第一項の場合における特定満三歳以上保育認定地域型保育（同条第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう）に係る子ども・子育て支援法施行令第九号及び第十号の規定の適用については、同令第九号第一項第一号及び第十号第一号中「十万四千円」とあるのは「十万二千四百円」とあり、同令第九号第一項第二号及び第十号第二号中「八万円」とあるのは「七万七千円」とあり、同令第九号第一項第三号及び第十号第三号中「六万八千円」とあるのは「六万七千円」とあり、同令第九号第一項第四号及び第十号第四号中「四万四千五百円」とあるのは「四万五千五百円」とあり、同令第九号第一項第五号及び第十号第五号中「三万円」とあるのは「二万七千円」とあり、同令第九号第一項第六号及び第十号第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万六千五百円」とあり、同令第九号第一項第七号中「九千円」とあるのは「六千円」とあり、同令第九号第二項及び第十号第二項中「二万九千八百円」とあるのは「二万六千六百円」とあり、同令第九号第三項及び第十号第三項中「九千円」とあるのは「一万六千五百円」とあり、同令第九号第四項及び第十号第四項中「一万六千五百円」とあるのは「一万九千三百円」とあり、同令第九号第五項及び第十号第五項中「一万六千三百円」とあるのは「一万六千五百円」とする。

3 前項に規定するもののほか、法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行令の規定の適用については、同令第十四条各号列記以外の部分（同令附則第十七条において引用する場合を含む）中「及び第九号」とあるのは、「第九号（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）以下「特区法施行令」という）第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。、第十条（特区法施行令第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第十一条」とあり、同令第十四条の二第一号各号列記以外の部分（同令附則第十七条の二において引用する場合を含む）中「及び第九号から前条まで」とあるのは、「第九号から第十三号まで及び前条（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」とあり、同令第二十三条第三項第一号中「第十四条の二」とあるのは「第十四条」とする。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の四第十五項」に改める。

第七条第三項第四号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第五号イ中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の四第十五項」に改め、同号ハ中「第十二条の四第八項」を「第十二条の四第八項」に改める。

第十二条第二項第七号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第二十二条の五第二十一号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の四第十五項」に改める。

第二十二条の八第二号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の四第七項」に改め、同条第三号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の四第八項」に改める。

（医療法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。

一 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の十五の三第十八号
二 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第一条第一項、第十四条の二及び附則第三条

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）第一条第十三号
四 公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）第一条第二十二号
（生活保護法施行令の一部改正）

第四条の二第二十八号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。
第四条の三第二十二号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第三十一号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）
第五条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。
第三十五条の二第二十六号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。
第三十五条の五第二十二号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第二十九号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）
第六条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第二十六号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。
第三十五条の四第二十七号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第二十九号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）
第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二号第一項第十五号中「第十二条の四第十五項」を「第十二条の五第十五項」に改める。
第二十六号第一項第三号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改め、同項第四号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改める。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）
第八号 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七号第二号中「第十二条の四第八項」を「第十二条の五第八項」に改め、同条第二十一号中「第十二条の四第七項」を「第十二条の五第七項」に改める。

（総合特別区域法施行令の一部改正）
第九号 総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
第三条及び第五条中「次条第三項」を「次条第四項」に、「第二十八条の二第三項中「又は同項」とあるのは」を「第二十八条の二第四項中「場合、同項」とあるのは「場合」に、「又は第一項」を「第一項」に改める。

附則

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎
法務大臣 上川 陽子
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 齋藤 健

港則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第二百四十七号

港則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一北海道の部釧路の項中「五、九二〇メートル」を「八、五九〇メートル」に、「〇度」を「二八度三〇分」に改め、同部岩内の項中「岩内港北突堤灯台（北緯四二度五九分一三秒東経一四〇度三〇分三六秒）から二二二二度三〇分一、五〇〇メートル」を「岩内港西防波堤灯台（北緯四二度五九分四八秒東経一四〇度三〇分三四秒）から二〇九度三〇分二、三一五メートル」に改める。

別表第一岩手県の部釜石の項中「北緯三九度一五分三二秒東経一四一度五五分五四秒」を「北緯三九度一五分三三秒東経一四一度五五分五四秒」に改める。

別表第一茨城県の部那珂湊の項中「北緯三六度二〇分一五秒東経一四〇度三六分八秒」を「北緯三六度二〇分一五秒東経一四〇度三六分九秒」に改める。

別表第一新潟県の部能生の項中「能生港灯台（北緯三七度六分三三秒東経一三七度五九分三四秒）」を「能生港北防波堤灯台（北緯三七度六分五六秒東経一三七度五九分五七秒）から二一九度九二五メートルの地点」に改める。

別表第一大阪府兵庫県の部阪神の項中「北緯三四度三十七分五〇秒東経一三五度四分五〇秒」を「北緯三四度三十七分五〇秒東経一三五度四分四九秒」に、「一、二六〇メートル」を「一、二八〇メートル」に、「北港大橋」を「正蓮寺川水門」に改める。

別表第一兵庫県の部八木の項中「三ッ橋」を「八家川水門」に改め、同部姫路の項中「最下流旧鉄道橋」を「飾磨港大橋」に改める。

別表第一愛媛県の部郡中の項中「北緯三三度四五分三三秒東経一三二度四一分三六秒」を「北緯三三度四五分三七秒東経一三二度四一分三八秒」に改める。

別表第一長崎県の部小値賀の項中「小値賀港沖防波堤灯台（北緯三三度一〇分四分六秒東経一二九度三分七秒）から一五四度三〇分二四〇メートル」を「小値賀港黒島南防波堤灯台（北緯三三度一〇分五七秒東経一二九度三分五一秒）から二四四度一、一九〇メートル」に、「八一〇メートル」を「七七〇メートル」に、「八一度八七〇メートル」を「二三五度三〇分三三〇メートル」に、「四〇〇メートル」を「三八〇メートル」に改める。

別表第一宮崎県の部内海の項中「内海港防波堤灯台（北緯三一度四五分二〇秒東経一三一度二八分二九秒）」を「内海港沖防波堤灯台（北緯三一度四五分八秒東経一三一度二八分三三秒）から三四八度三八〇メートルの地点」に、「新内海橋」を「内海橋」に改める。

別表第一鹿児島県の部喜入の項中「JX日鉱日石石油基地喜入船だまり東防波堤灯台」を「JX喜入石油基地船だまり東防波堤灯台」に改める。

別表第二福島県の項中「小名浜」を「相馬、小名浜」に改める。

附則

この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一北海道の部釧路の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎